

議案第44号

専決処分の承認について（令和7年度藤沢市一般会計補正予算（第4号））

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2025年（令和7年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度藤沢市一般会計補正予算（第4号）を次のとおり専決処分する。

2025年（令和7年）11月10日

藤沢市長

鈴木恒夫

令和7年度藤沢市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度藤沢市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ398,513千円を追加し、歳入歳出それぞれ184,364,089千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金		2, 550, 991	398, 513	2, 949, 504
	1 繰越金	2, 550, 991	398, 513	2, 949, 504
歳 入	合 計	183, 965, 576	398, 513	184, 364, 089

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 衛生費		18, 110, 541	398, 513	18, 509, 054
	2 清掃費	9, 366, 232	398, 513	9, 764, 745
歳 出	合 計	183, 965, 576	398, 513	184, 364, 089

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額
20 繰越金	2,550,991	398,513
歳 入 合 計	183,965,576	398,513

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補
				特
				国庫支出金
5 衛生費	18,110,541	398,513	18,509,054	
歳 出 合 計	183,965,576	398,513	184,364,089	

# 事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計
2,949,504
184,364,089

(単位 千円)

正額の財源内訳				
定 財 源		そ の 他		
県支出金	地 方 債	分担金負担金	使用料手数料	そ の 他
				398,513
				398,513

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	2,550,991	398,513	2,949,504
1 繰越金	2,550,991	398,513	2,949,504
1 繰越金	2,550,991	398,513	2,949,504
歳 入 合 計	183,965,576	398,513	184,364,089

(単位 千円)

節		説 明
区分	金額	
1 前年度繰越金	398,513	01 繰越金 398,513

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
5 衛生費	18,110,541	398,513	18,509,054			
2 清掃費	9,366,232	398,513	9,764,745			
2 塵芥処理費	6,458,780	398,513	6,857,293			
歳 出 合 計	183,965,576	398,513	184,364,089			

(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
398,513			
398,513			
398,513	11 役務費	7,395	03 最終処分場関係費 398,513
	12 委託料	391,118	01 最終処分場管理費 398,513
398,513			

## 参考

### 地方自治法 括粂

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。